

令和6年度第2回幕別町国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時

令和7年1月20日(月) 午後6時30分から午後7時35分まで

2 場 所

役場3階AB会議室

3 出席者(敬称省略)

宮本 真由美、赤坂 勇介、渡邊 洋路、越智 琢司、勝山 格、斉藤 博、古田 光子、横山 宏

(欠席者 村松 晋)

※ 規則第4条第3項の規定により、条例第2条の2各号(被保険者、保険医、公益代表)に掲げる委員の各1名以上を含む過半数の出席があることから会議は成立。

事務局～寺田住民生活部長、佐々木住民課長、佐々木(哲)、笹川、佐々木(駿)

4 飯田町長より諮問及び挨拶

(諮問)

飯田町長から斉藤会長へ諮問書を交付

(挨拶)

皆さん、あけましておめでとうございます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

今年の年明けは非常に穏やかな気候に恵まれておりまして、今日も6℃くらいまで気温が上がったという話を聞きました。ただし、年間の降雨量や降雪量というのは、1年経つと帳尻が合うようになっていますから、このまま穏やかな年になればよいと願っているところであります。

ただ今諮問をさせていただいた国民健康保険税の税率の見直しについてであります。令和12年度に北海道において保険料率が完全統一されることとなっており、そうすると今後、かなりの税率の引上げを余儀なくされます。その税率の引上げをなだらかに、急激な上昇とならないようにするため、基金を活用しながら引上げをできればと考えておりますので、皆さんの忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます

(飯田町長退席)

5 会 議

① 開会

(斉藤会長)

皆さん、こんばんは。夜分にも関わらず、お集まりをいただき、ありがとうございます。

ただ今、国民健康保険税の税率の見直しについて諮問をいただきましたので、早速ではありますが、会議に入りたいと思います。

② 会議録署名委員の指定

(斉藤会長)

初めに会議録署名委員の指名について事務局からお願いします。

(佐々木課長)

慣例によりまして、委員名簿の順に2名をお願いしており、今回は、勝山委員と古田委員をお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(斉藤会長)

それでは勝山委員と古田委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

③ 議件等

(1) 報告第1号 幕別町国民健康保険の現状と課題 今後の方向性について

(斉藤会長)

事務局から説明をお願いします。

(佐々木係長)

それでは、報告第1号「幕別町国民健康保険の現状と課題 今後の手立てについて」説明をさせていただきます。

はじめに、右下に番号を振ってありますが、スライド番号1の「国民健康保険制度について」であります。

国民健康保険の単位化についてであります。

ここに記載はありませんが、平成27年5月に成立、公布されました「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成30年4月1日から新しい国民健康保険制度が施行されました。

新しい制度の最も大きな変更点といたしましては、国民健康保険運営の在り方の見直しでありまして、資料の一番下に記載しておりますが、平成29年度までは、国民健康保険は市町村がそれぞれ運営しておりましたが、平成30年度からは、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国民健康保険運営の中心的な役割を担うこととなりまして、現在は、北海道と市町村が一体となって、国民健康保険事業を運営しております。

次に、北海道と市町村のそれぞれの役割になりますが、北海道は、道内の統一的な運営方針としての「国民健康保険運営方針」を定め、市町村が担う事務の効率化や標準化、広域化を推進するとともに、財政運営の責任主体として、市町村ごとの標準保険料率の算定や公表を行っており、市町村は、北海道が示す標準保険料率を参考として保険税率を決定し、保険税を賦課・徴収して、北海道へ国民健康保険事業費納付金を納付することとなります。

以上が、現状の国民健康保険制度の概要となります

スライドの2になります。

続きまして、「保険料水準の統一について」であります。

一つ目の項目になります。

「保険料水準の統一」とは、全道どこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料や保険税、これ以降は保険税と表現いたしますが、保険税の負担となるといった意味であります。

二つ目の項目になります。

国民健康保険法や国のガイドラインでは、市町村間の保険税の違いなど市町村国保が抱える構造的な課題に対応し、負担の公平化を進めるため、将来的に「保険料水準の統一」を目指すこととしておりまして、国民健康保険法の改正により、都道府県が定める国民健康保険運営方針において、保険料水準の平準化に関する記載を義務付けております。

一番下の三つ目の項目になります。

二つ目の項目で説明いたしました国のガイドラインなどを受けまして、北海道は、令和6年3月に改定しました北海道国民健康保険運営方針において、「令和12年度を目途に保険料水準の統一を目指す」と明記されたところであります。

申し訳ございません、ここからは資料に記載はございませんが、この令和12年度を目途に保険料水準の統一を目指すといった北海道の方針を受けまして、後程ご説明いたしますが、本町の現行保険税率は、北海道が示す統一保険料率と比較して、かなり低く定められておりますことから、町といたしましては、令和12年度の保険料水準の統一に向けて、保険税率を引き上げていく必要がございます。

保険税率の引き上げに関しましては、被保険者数や一人当たりの医療費の推移を基に、北海道に納付する納付金の額を推計した中で、国保会計の収支バランスを考慮して引き上げてまいります。

令和5年度末現在、国民健康保険基金の残高は、約2億円ではありますが、6年度に9千万円の取り崩しが想定されており、現行税率を維持した場合、8年度には基金が枯渇し、赤字決算となることが見込まれておりますことから、この限られた基金を活用し、少しずつ取り崩しながら、被保険者にとって急激な税負担となることのないよう、7年度から保険税率を段階的に引き上げていく予定でありまして、本年3月の定例会において、幕別町国民健康保険税条例の改正案を提案する予定であります。

スライドの3になります。

過去5年間の被保険者数と一人当たり医療費についてであります。

このグラフは、青色の棒グラフが一人当たり医療費を、赤色の折れ線グラフが被保険者数を示しております。被保険者数は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や被用者保険の適用範囲の拡大により、令和元年度の6,396人から年々減少し、令和5年度は5,595人と、この5年間で約800人減少しています。一方で一人当たり医療費は、被保険者の高齢化や医療の高度化等により、令和元年度の35万3,808円から令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により一旦減少に転じましたが、令和3年度以降、年々増加し、令和5年度は39万143円と、令和元年度と比較すると約36,000円増加しています。

スライドの4になります。

過去5年間の一人当たりの納付金と国民健康保険税課税総額についてであります。

このグラフは、青色の棒グラフが国民健康保険税課税総額を、赤色の折れ線グラフが一人当たりの北海道へ納付する国民健康保険事業費納付金を示しております。一人当たり事業費納付金は、令和元年度の14万7,456円から年々増加し、令和5年度は16万9,562円と、この5年間で約22,000円増加しています。一方で国民健康保険課税総額は、被保険者数の減少に伴い、令和元年度の7億4,631万4,000円から年々減少傾向にあり、令和5年度は6億6,682万7,000円と、この5年間で約8,000万円減少しています。

スライドの5になります。

過去5年間の国民健康保険特別会計の決算状況についてであります。

このグラフは、青色の棒グラフは繰越金と基金繰入金を除いた歳入を、赤色の棒グラフは

歳出を示しております。

令和元年度と2年度、4年度は黒字でありましたが、令和3年度と5年度は収支が赤字であったため、その不足分を国民健康保険基金から補填している状況であります。令和6年度以降も被保険者数の減少が見込まれておりますことから、北海道へ納付する事業費納付金等を支払うための必要な保険税を集めることができず、赤字となる見込みであります。

スライドの6になります。

国民健康保険基金残高の推移についてといたしまして、今後も現行税率を維持した場合における今後の国民健康保険基金残高の推移についてであります。

このグラフは、青色の棒グラフは基金への積立額を、赤色の棒グラフは基金の取崩額を、緑色の折れ線グラフは基金の残高を示しております。令和元年度から3年度は、国や北海道への償還金を除く決算剰余金を基金へ積み立てることができておりましたが、令和4年度以降は、被保険者数の減少による国民健康保険税の減収等により、毎年基金を取り崩している状況にあり、ピーク時の令和3年度末に2億7,715万8,000円あった基金残高は、現行税率を維持した場合、令和8年度には赤丸で囲っているとおり基金が底をつき、保険税を引き上げざるを得なくなる状況となります。

スライドの7になります。

統一保険料率と現行税率についてであります。

表は、北海道から示されている令和12年度の統一保険料率と現行税率を比較したものととなります。

医療分の平等割を除く全ての税率が統一保険料の方が高くなっているため、医療分、後期高齢者分、介護分すべての税収が不足し、令和12年度の統一保険料率の適用により、今後、被保険者の急激な保険税の負担増が見込まれることから、事務方といたしましては、一番下の囲みになりますが、北海道から示されております基金保有額である納付金額の5%、令和6年度納付金が約10億円でありますことから、基金保有額の目安額は約5,000万円となりますが、この5,000万円を維持しつつ、基金を活用しながら、令和7年度から段階的に保険税の引上げを行ってまいりたいと考えているところであります。

スライドの8になります。

国保税率の改正イメージ図になります。

現行税率を維持した場合、スライドの6でご説明しましたとおり、令和8年度には基金が底をつくため、吹き出しに記載のとおり、令和7年度から税率を引き上げ、令和8年度以降は、北海道から示される納付金額に応じて税率改正を検討しようとするものであります。

令和8年度以降の税率改正の検討に当たりましては、一番下の※印に記載のとおり、統一保険料率は、毎年、北海道において被保険者数や医療費推計を行い、必要な納付金額を算定することとなるため、今後、統一保険料率に変更となる可能性が高いことから、毎年度税率改正の検討を行うとするものであります。

スライドの9になります。

令和7年度改正後税率による試算についてであります。

ここでは、試算に当たっての基本的な考え方をお示ししております。

はじめに、黒の点線枠内の一つ目の項目をご覧ください。被保険者数は、これまでの総人口に占める国民健康保険被保険者加入率を勘案し、幕別町人口ビジョンの将来人口推計に国保加入率を乗じて算出しております。

二つ目の項目をご覧ください。所得については、令和7年度の保険税算出に当たっては令和6年中の所得を用いることとなりますが、令和5年中と令和6年中の所得は横ばいとして

おります。

三つ目の項目をご覧ください。統一保険料率と現行税率に乖離がある

医療分の所得割率、均等割額

後期高齢者支援金等分の所得割率、均等割額、平等割額、介護分の所得割率について、統一保険料率に合わせるよう6年かけて段階的に引上げ、医療分の平等割額は段階的に引下げを行うものであります。

スライドの10になります。

統一保険料へ向けた今後の税率についてであります。

医療分の表をご覧ください。

令和6年度の欄が現行税率を示しておりまして、令和12年度の欄が北海道から示されている統一保険料率となりますが、6年かけて段階的に統一保険料率に合わせるものであり、表の下に計算式に記載のとおり、所得割率は0.4%、均等割額は600円を毎年引上げ、平等割額は200円を毎年引き下げようとするものであります。

次に、後期分の表をご覧ください。

表の下に計算式に記載のとおり、所得割率は0.08%、均等割額は300円、平等割額は200円を毎年引き上げようとするものであります。

次に、介護分の表をご覧ください。

下の計算式に記載のとおり所得割率は0.09%、平等割額は50円毎年引き上げようとするものであります。均等割額は、現行税額と統一保険料率に差がほとんどありませんので、令和12年度に72円を引き上げて調整いたします。

スライドの11になります。

このスライドからは、令和7年度の税率を適用した場合の試算結果になります。

スライドの11は医療分の試算結果です。

赤枠で囲っている税率は、スライドの10に記載の令和7年度の改正後税率になります。

算出税額の欄をご覧ください。

所得割額は4億3,389万2,403円、均等割額は1億3,186万5,600円、平等割額は9,132万7,500円で、合計6億5,708万5,503円であり、控除額の欄になりますが、医療分の賦課限度額65万円を超える金額が1億4,064万22円ありますことから、その差引額が一番右下のシミュレーション課税額（軽減前）のとおり5億1,644万5,481円となります。

スライドの12になりますが、後期分の試算結果です。

医療分と同様の考え方で試算しておりますので、詳しい説明は割愛させていただきまして、シミュレーション課税額（軽減前）は、右下に記載のとおり1億6,969万7,253円となります。

スライドの13になりますが、介護分の試算結果です。

こちらも医療分と同様の考え方で試算しておりますので、詳しい説明は割愛させていただきまして、シミュレーション課税額（軽減前）は、右下に記載のとおり6,337万8,635円となります。

スライドの14から15までは、スライド10の改正後税率による令和7年度から12年度までの試算結果を示しています。

それぞれの年度の表の上段「試算軽減前課税額①」は、改正後税率を適用した場合の軽減額を含め集めることが可能な保険税額となりまして、スライド11から13までの試算結果の右下に記載のシミュレーション課税額（軽減前）となります。

「試算軽減前課税額①」の下にあります「軽減前課税額②」は、納付金等を支払うために必要な保険税額となりまして、スライド11から13までの試算結果の右上に記載の令和7年度

課税額（軽減前）（納付金仮算定ベース）となります。

令和7年度の表の一番右側の合計欄をご覧ください。

試算軽減前課税額①の合計が7億4,952万1,369円に対し、軽減前課税額②が7億9,639万8,037円であり、差し引き4,687万6,668円が税収不足となりますことから、基金から取り崩す見込みであります。

令和8年度の表をご覧ください。

試算軽減前課税額①が7億4,992万481円に対し、軽減前課税額②が7億6,853万6,811円であり、差し引き1,861万6,330円が税収不足となりますことから、基金から取り崩す見込みであります。

令和9年度の表をご覧ください。

試算軽減前課税額①が7億4,969万3,128円に対し、軽減前課税額②が7億4,781万1,553円であり、差し引き188万1,575円が余剰金となり、基金へ積立てできる見込みであります。

スライドの15になります。

令和10年度の表をご覧ください。

試算軽減前課税額①が7億4,931万46円に対し、軽減前課税額②が7億2,689万2,539円であり、2,241万7,507円が余剰金となり、基金へ積立てできる見込みであります。

令和11年度の表をご覧ください。

試算軽減前課税額①が7億4,691万1,484円に対し、軽減前課税額②が7億306万4,694円であり、4,384万6,790円が余剰金となり、基金へ積立てできる見込みであります。

令和12年度の表をご覧ください。

試算軽減前課税額①が7億4,246万8,856円に対し、軽減前課税額②が6億7,903万3,546円であり、6,343万5,310円が余剰金となり、基金へ積立てできる見込みであります。

スライドの16になります。

改正後税率試算による基金残高の推移についてであります。

このグラフは、赤色の棒グラフが基金取崩額を、青色の棒グラフが基金積立額を、緑色の折れ線グラフは決算年度末基金残高を示しております。

令和8年度までは税収不足分を基金から取り崩しながら運営し、令和9年度以降は黒字に転じる試算となりました。

ただし、統一保険料は、毎年、北海道において被保険者や医療費推計を行い、必要な納付金額を算定することとなるため、令和9年度以降、黒字となった場合には、過度に基金を保有することなく、税率の据え置き財源に活用し、被保険者の保険税負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

最後のスライド17は、参考資料といたしまして、近隣市町村との税率比較表となっておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、報告第1号「幕別町国民健康保険の現状と課題 今後の手立てについて」の説明を終わります。

（斉藤会長）

事務局から17枚のスライドを使った説明がありました。

1点確認なのですが、町長から諮問をいただいたのは、令和7年度の国民健康保険税の税率の見直しについてでありました。今、事務局からは本町における国民健康保険の現状と改正後税率によるシミュレーションの説明がありましたが、今日の議題は、事務局から説明があったことを我々が理解するということに話の中心があるということですのでよろしいですか。

(佐々木課長)

その認識でよいです。

今後、北海道から国民健康保険事業費納付金の本算定の数字が出まして、それに基づいて改めてシミュレーションを行わなければならないため、本日お示しした資料は納付金の仮算定ベースでの数字になりますので、このような形で納付金が推移する、あるいは被保険者が減少するといった国民健康保険を取り巻く環境を踏まえて、令和12年度の統一保険料の導入に向けて税率を引き上げなければならないという現在の町の考えを本日はご理解いただければと思います。

(斉藤会長)

ありがとうございます。

委員のみなさんから何かご質問等ありますか。

(横山委員)

北海道の保険料率を統一するということは決まり事で、避けては通れないものと考えてよろしいのでしょうか。北海道が示す税率に合わせていかなくてはいけないのは誰にも変えられないのであれば、なるべく被保険者の負担にならないようにするためにはどうしたらよいのでしょうか。

(佐々木係長)

まず1点目の令和12年度の保険料水準の統一は避けては通れないものなのかという質問ですが、資料のスライド2枚目で説明いたしましたとおり、国のガイドライン等では、将来的に保険料水準の統一を目指すこととしており、都道府県国民健康保険運営方針において、保険料水準の平準化に関する記載を義務付けております。北海道国民健康保険運営方針では令和12年度を目途に保険料水準の統一を目指すとして明記されており、保険料水準の統一は避けては通れないものと考えており、現行税率と統一保険料率に大きな差があるため、我々としては、一気に税率を引き上げるのではなく、国民健康保険基金を活用しながら段階的に引上げを行ってまいりたいと考えております。

2点目の被保険者の負担軽減を図るための手立てについてであります。手立ての一つとして医療費適正化の取組が挙げられます。具体的には、ジェネリック医薬品への切り替えや重複服薬や多剤服薬、頻回受診の抑制といったことなどが考えられますが、本町だけの取組ではあまり効果がなく、オール北海道としてこれらの取組を行い、道民の医療費が抑制され、各市町村で負担しなければならない納付金が圧縮され、結果として、統一保険料率が低くなる可能性はあるものと考えております。

(横山委員)

分かりました。

(斉藤会長)

先ほど諮問があったのは、令和7年度の税率の見直しを行いたいとするものであり、それについては3月の議会で町として提案したいということであり、次回の運営協議会でもう一度具体的に令和7年度の税率をどうするかお諮りしたいと思います。

それでは、事務局から説明のありましたスライド1、2については、国民健康保険税につ

いて、平成30年度から財政運営の責任主体は北海道となり、各市町村は税率を決定し、国保税を徴収し、国民健康保険事業費納付金を納付していると、そのような役割分担であります。この点について、何かご質問等はございませんか。

(質疑なし)

(斉藤会長)

スライド3枚目になりますが、これは幕別町の国民健康保険の財政状況であります。

令和元年度から5年度までの具体的な数字が記載されておりスライド6枚目までがその報告となります。スライド8枚目まで行きますと、基金の積立てと取崩しの状況、残高の推移となります。この点について、何かご質問等はございませんか。

(赤坂委員)

平成30年度以降の国民健康保険制度において、北海道が財政運営の責任主体となったとのことではありますが、各会計年度が黒あるいは赤字になった場合、それぞれの町で対応しなければならぬでしょうか。

(佐々木係長)

平成30年度以降、北海道は保険給付に必要な費用を全額、各市町村へ支払い、各市町村は北海道が各市町村ごとに決定した国民健康保険事業費納付金を納付することとなり、各市町村で国保を運営しなければなりません。スライド5枚目になりますが、例えば、黒字となっている令和元年度と2年度、4年度は黒字となっているため、基金へ積立てを行い、令和3年度と5年度は赤字となっているため、基金から取崩しを行っている状況であり、北海道が一元的に管理しているものではありません。

(赤坂委員)

分かりました。

(斉藤会長)

その他、何かご質問等はありませんか。

(横山委員)

各市町村の国民健康保険が赤字になっていくのは構造的な問題であってやむを得ないのではないかと思います。そのあたりは、町がどうすることもできないと思うのです。

国民健康保険の被保険者数はどんどん減っているのに医療費はどんどん増えていって、どう見たっておかしいですね。一人当たりの医療費は昔とは全然違うし、医療費をかけたからといって病気が治る訳ではないのではないかと思います。単なる意見なので、回答はいらないです。

(斉藤会長)

その他、何かご質問等はありませんか。



(宮本委員)

意見ですが、よろしいでしょうか。

お医者さんがいる中で、このような言い方は失礼かもしれませんが、外国では病院にかかる時に全額自己負担の国があるかと思います。そのような国は予防医療に力を入れていると思うのですが、日本人は病気になったらどうしようとその前のことをあまり大事にされていないと感じます。予防医療に力を入れれば、病院にもそれほど行かなくてもいいし、薬だって何種類も飲まなくていいし、副作用にさらに副作用で薬をやめた方が健康になるのではないかなと思うような方もいらっしゃるし、あれもこれも飲んでいきますよという話を伺うので、ここでの議論というより、国が本当にしっかり考えるべきことであると思います。

(斉藤会長)

ありがとうございます。

町の国保の財政状況をこのように表にすると非常に重たい気持ちになりますけれども、次に進んでもよろしいでしょうか。

次にスライドの7枚目からはこの状況を踏まえてということで、令和8年度には基金が底をつき12年度には北海道の統一保険料の税率に合わせた場合、いきなり税率を上げると大変なことになるので、基金を活用しながら少しずつ税率を上げていきたいと、町としてはそのような仕組みを作ろうと考えております。スライド10枚目は税率の見直し案を、それ以降のスライドでは、令和12年度までの税率の財政シミュレーションが示されております。

この点について、何かご質問等はございませんか。

(赤坂委員)

基金に大幅な余剰が出た場合も、税率は上がっていくのでしょうか。

(佐々木係長)

スライドの6枚目と16枚目になりますが、令和3年度末の基金残高が約2億7,000万円あったものが、令和5年度から基金を取り崩しながら運営し、現行税率を維持した場合、令和8年度には基金が枯渇し、赤字となるシミュレーションとなりました。

ただ一方で、スライド16枚目のグラフを見ると、令和9年度から毎年度基金残高が増えていくシミュレーションになっていますが、万一、基金に余剰ができた場合には、税率を据え置くということも念頭にあります。

このシミュレーションでは毎年度税率を引き上げることとしておりますが、北海道から示される納付金あるいは統一保険料率は毎年変わるものですから、その変わった数値を用いて改めてシミュレーションを行い、過剰な基金が残るようであれば、税率を据え置くということも考えております。

(佐々木課長)

令和12年度の統一保険料率ですが確定数値ではありません。今後、毎年、北海道から示されるのですがここも変化してくるかもしれません。当面、このままでいくと、令和8年度には基金が枯渇してしまうので、令和7年度には税率を上げていかなくてはならないということで、現状示されている保険料率を目指して令和12年度に向けて比例調整で上げていくのですが、今後、シミュレーション上、基金が約1億7,600万円まで積みあがっていくのですが、ここにつきましては、過度に基金を保有することなく5,000万円程度を目安に保有しつつ、

途中10年度、11年度で税率を据え置きするなど、なるべく基金は必要最低限を目安に、8年度以降も毎年シミュレーションを行いながら、その時の数字に合わせて、皆さんに数字をお示しできればと考えておりますので、よろしくお願いします。

(赤坂委員)

分かりました。

(斉藤会長)

その他、何かご質問等はありませんか。

(横山委員)

この北海道が示す統一保険料率は最低水準であって上がることはあっても下がることはないような気がします。いつも送っていただいている国保新聞によりますと、日本の昨年度の医療費総額は約43兆円で、今の国の税収が約75兆円ですから、その税収に迫るほどに増えてきています。医療費は今後下がると思えないですし、さらに上がっていくのだらうなと思うと、北海道の統一保険料率は上がらざると得ないと思います。

(佐々木係長)

まだ不確定要素が多い中でお話するのは恐縮なのですが、上がる要素もある中で下がる要素もあると考えております。その一例を申し上げますと、令和7年8月から高額療養費の自己負担限度額が引き上げられ、それに加えて、令和8年度以降、さらに自己負担限度額が引上げられるとともに、負担区分が細分化されることとなり、被保険者の自己負担額は増えますが、各保険者が負担する高額療養費は少なくなるので、北海道の保険給付費が減り、ひいては各市町村で分配すべき納付金が圧縮され、結果として統一保険料率が下がる可能性はあるものと捉えております。

(横山委員)

分かりました。

(斉藤会長)

その他、何かご質問等はありませんか。

(佐々木係長)

先ほど横山委員からご指摘のありました国民健康保険制度の構造上の問題についてありますが、この問題は本町に限った話ではありません。国民皆保険制度は、国が打ち出しているものであるため、本来であれば国がもっと財源補填を行うべきものであると考えており、この点に関しましては、国保連合会等を通じて国保財政の基盤を強化するため、更なる財政支援を行うよう、国に対して要望を行っているところでありますが、なかなか実現には至っていない状況であります。

(斉藤会長)

その他、何かご質問等はありませんか。

(質疑なし)

(斉藤会長)

ありがとうございます。

町の国保会計の中身を説明していただきましたけれどもなかなか厳しいなという思いでいっぱいになりました。

先ほど、横山委員や宮本委員から医療費を少なくする工夫の話もありましたが、町としてはデータヘルス計画や特定健診実施計画など、運営協議会の中で議論したところでもありますけれども、これらの計画に基づき、保健事業の取組をPRしてやっていかなければならないと思いました。

次回の協議会で、具体的に示された数値に基づいて、令和7年度の税率の見直しについて議論することとなりますので、本日は実態を説明していただいたということで協議会を閉じたいと思います。そのほか、事務局から何かありますか。

(佐々木課長)

本日は色々なご意見をいただきましてありがとうございます。

今後、税率改正に向けた基本的な考え方を皆さんに説明させていただきましたが、現在、北海道から最新の通知が示されておりますので、本日説明させていただきました考え方に沿って再度シミュレーションを行い、その数字に基づいて令和7年度の税率を算出して幕別町国民健康保険税条例（案）を2月中旬にご審議いただきたいと思います。そのため、後日、事務局より会議の開催に当たり、日程調整をさせていただきますので、ご了承ください。

事務局からは以上です。

(斉藤会長)

それでは、本日の協議会は終了とさせていただきます。どうもお疲れさまでした。